

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成31年12月2日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 富永 哲史

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

1 調達内容

- (1) 件 名 令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)
- (2) 仕 様 仕様書による。
- (3) 使用期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
- (4) 需要場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法 入札金額は、入札に参加する業者において設定する契約電力に対する単価(月額)及び使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。)を根拠とし、当局が提示する全需要場所における月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した対価の年間総価(入札金額内訳書により計算した全需要場所の対価の合計)とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※ 入札価格の算定に当たっては、力率を100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA、B又はC等級のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により行政処分等を受けていないこと。

- (9) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

3 電子調達システムの利用

本案件は電子調達システム(政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>))により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出のうえ、紙入札方式で参加することができる。

4 入札関係書類

(1) 配布場所

〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階
佐賀労働局総務部総務課 (担当:会計第一係 安藤) 電話番号:0952-32-7155

(2) 配布期間

本公告日から 令和2年1月10日 まで
(ただし、土日祝日及び12時00分から13時00分を除く)

(3) 入札説明会

(1)の場所において 令和2年1月10日 まで随時実施する。

(4) 入札申込書等(証明書等)提出期限

令和2年1月13日 12時00分 まで

(5) 入札書提出期限(電子調達システム・郵送による参加の場合)

令和2年1月15日 10時30分 まで

ただし、紙入札により入札に参加し、入札書を持参する場合は、下記5入札会にて提出すること。

5 入札会の開札場所及び日時

(1) 紙入札の開札場所

佐賀労働局 総務課横会議室(佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階)

(2) 紙入札の開札日時

令和2年1月15日 11時00分 ※開札後、電子調達システムへの登録を行う。

(3) 電子調達システムの開札日時

令和2年1月15日 11時15分

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 本件入札に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務ができることを証明する書類及び封印した入札書を、それぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記確認書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札書の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

佐賀労働局

佐賀労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)
- (2) 仕様 仕様書による。
- (3) 使用期間 仕様書による。
- (4) 需要場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、入札に参加する業者において設定する契約電力に対する単価(月額)及び使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。)を根拠とし、当局が提示する全需要場所における月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した対価の年間総価(入札金額内訳書により計算した全需要場所の対価の合計)とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※ 入札価格の算定に当たっては、力率を100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。
- (7) その他 本案件は、電子調達システム(政府電子調達(GEPS)(<https://www.geps.go.jp/>))により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出のうえ、紙入札方式で参加することができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA、B又はC等級のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により行政処分等を受けていないこと。

- (9) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
 (10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書の作成の要否
 落札者の決定後、当該契約の締結につき、契約書の作成を要する。
 (2) 契約条項を示す場所(問い合わせ先)
 〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階
 佐賀労働局総務部総務課(担当:会計第一係 安藤) 電話番号:0952-32-7155
 (3) 入札説明会の日時及び場所
 (2)の場所において 令和2年1月10日 まで随時実施する。

4 入札参加申込書等(証明書等)の提出について

入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出すること。
 また、開札の前日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 提出期限
 令和2年1月13日 12時00分 まで
 (2) 提出場所
 上記3(2)に同じ。
 (3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・ 一般競争入札参加申込書(別紙1) ・ 誓約書(別紙2) ・ 一般競争参加資格審査結果通知書(写) ・ 直近2年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類(領収証の写しで可)(※) ・ 適合証明書 ・ 登録小売事業者であることを証する書類(写)	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

※ 社会保険等とは、①厚生年金保険、②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、③船員保険、④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険をいい、これらの制度が適用される者にあつては、本入札の参加申込書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料の納入が証明できる書類(領収証の写しで可)を提出すること。

なお、各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。)こと。

② 紙入札による場合

上記①の書類に加え、「紙入札方式による参加にかかる理由書」(別紙3)を提出すること。
 また、提出方法は持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)によること。

(4) その他

上記の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

5 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできない。

(1) 入札書の提出期限(電子調達システム・郵送による参加の場合)

令和2年1月15日 10時30分 まで

ただし、紙入札により入札に参加し、入札書を持参する場合は、下記8入札会にて提出すること。

(2) 入札書の提出場所

上記3(2)に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・ 入札金額内訳書(別紙4-2～4-6) ※任意様式可 ・ 委任状(別紙5) ※該当者のみ	スキャナ等により電子データ化したものを添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

上記①の書類に加え、「入札書」(別紙4)を提出すること。

また、提出方法は持参もしくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)によることとし、持参の場合は下記8の入札会にて提出すること。

※ 入札書と入札金額内訳書は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)、宛名(支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長)及び「平成〇年〇月〇日開札[入札件名]」を記入すること。

※ 郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成〇年〇月〇日開札[入札件名]の入札書在中」の旨記入し、中封筒には上記と同様に氏名等を記入すること。

(5) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して、押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札書の提出期限までに「委任状」を提出すること。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 参加する資格を有しない者による入札

② 当該競争入札について不正行為を行った者による入札

③ 書面による入札において記名押印(外国人の署名を含む)を欠く入札

④ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものがある入札

⑤ 入札金額の記載を訂正した入札

⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札

⑦ 1人で2以上の入札をした者による入札

⑧ 代理人でその資格のない者による入札

⑨ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者による入札

⑩ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者による入札

7 入札の延期等

入札参加者及びこれに関連する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、または行おうとしており認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは、入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

8 開札(入札会)

(1) 開札の場所及び日時

① 紙入札の開札場所

佐賀労働局 総務課横会議室(佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階)

② 紙入札の開札日時

令和2年1月15日 11時00分 ※開札後、電子調達システムへの登録を行う。

③ 電子調達システムの開札日時

令和2年1月15日 11時15分

- (2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (7) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。(※開札場所については(1)と同じ。)
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行う。

9 入札の辞退

- (1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、または郵送にて提出する。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

10 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- (1) 本入札説明書4又は5に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭あるいは電子調達システムにより通知するものとする。

11 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

12 代金の支払い

- (1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。
- (2) 代金の請求は、1か月ごとに、契約内容が全て履行された後、遅滞なく行うこととする。
- (3) 請求書の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (4) 当方の支払いは、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

13 入札結果(契約情報)の公表

- (1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
- (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

14 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

◎ ヘルプデスク 0570-014-889 017-731-3177(IP電話等をご利用の場合)

◎ ホームページ<https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記3(2)へ連絡すること。

仕 様 書

佐賀労働局総務部総務課

1 件 名

令和 2 年度佐賀労働局管下 5 施設で使用する電気の供給（単価契約）

2 需 要 場 所

別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。

3 業種及び用途

官公署（事務所）

4 仕様内容

(1) 別添「需要場所一覧表①～⑤」の需要場所全てに供給すること。

(2) 供給電気方式等

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 供給電気方式 | : 交流 3 相 3 線式 |
| ② 供給電圧（標準電圧） | : 6,000V |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | : 6,000V |
| ④ 標準周波数 | : 60Hz |
| ⑤ 受電方式 | : 1 回線方式 |

(3) 月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別力率実績、契約電力について

- ① 別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。
- ② 月別予定使用電力量及び月別予定最大需要電力は、平成 30 年 10 月から令和 1 年 9 月までの実績である。
- ③ 月別予定使用電力量はあくまで見込みであり、増減がある場合も了承すること。
- ④ 契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(4) 供給期間

令和 2 年 4 月 1 日 0 時 から 令和 3 年 3 月 31 日 24 時 まで

(5) 需給地点、計量地点、財産分界点、保安責任分界点について

別添「需要場所一覧表①～⑤」のとおり。

(6) 単位及び端数処理

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入すること。
- ② 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入すること。
- ③ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入すること。
- ④ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てること。

(7) その他

- ① 契約期間における力率は、100%を保持する予定である。

- ② 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州地区の一般送配電事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- ③ 仕様書に定めのない供給条件については、九州地区の一般送配電事業者が定める標準供給条件を基に協議を行うものとする。

5 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 「請求書」の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込等を希望する金融機関名等を記載すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30 日以内に支払う。
- (4) 代金の請求（請求書の提出）は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとし、遅滞なく行うこと。

6 アフターケア

障害発生時の窓口は落札業者に一本化し、誠意を持って対応すること。

7 その他の注意点

- (1) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (2) 落札業者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 再委託についての要件は、別紙のとおり。

再委託についての要件

第1 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託の金額が50万円未満の場合は届出を行うこととする。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、本委託契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

第2 再委託先の変更

落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託の金額が50万円未満に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

第3 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ・ 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ・ 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ・ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 前項の場合において、発注者は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

※ 上記で記載した様式については、契約締結後に交付する。

需要場所一覽表①

需要場所		伊万里労働基準監督署							
		伊万里市立花町大尾1891－64							
受電設備容量 (kVA)		125							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和2年4月	1,878	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和2年4月	15	月別 力率 実績 (%)	平成31年4月	100	
	令和2年5月	1,776		令和2年5月	14		令和1年5月	100	
	令和2年6月	2,184		令和2年6月	20		令和1年6月	100	
	令和2年7月	3,522		令和2年7月	21		令和1年7月	100	
	令和2年8月	4,404		令和2年8月	22		令和1年8月	100	
	令和2年9月	3,534		令和2年9月	22		令和1年9月	100	
	令和2年10月	1,910		令和2年10月	17		平成30年10月	100	
	令和2年11月	2,415		令和2年11月	16		平成30年11月	100	
	令和2年12月	3,017		令和2年12月	17		平成30年12月	100	
	令和3年1月	3,565		令和3年1月	18		平成31年1月	100	
	令和3年2月	3,272		令和3年2月	17		平成31年2月	100	
	令和3年3月	2,935		令和3年3月	18		平成31年3月	100	
	合 計		34,412	契約電力 (令和元年9月現在)		22			
需給地点		伊万里労働基準監督署の構内1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点							
計量地点		伊万里労働基準監督署の一号柱に設置した引込開閉器の負荷側							
財産分界点		需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点		需給地点に同じ。							

需要場所一覽表②

需要場所		佐賀公共職業安定所							
		佐賀市白山2丁目1－15							
受電設備容量 (kVA)		475							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和2年4月	11,586	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和2年4月	89	月別 力率 実績 (%)	平成31年4月	100	
	令和2年5月	10,158		令和2年5月	118		令和1年5月	100	
	令和2年6月	15,906		令和2年6月	116		令和1年6月	100	
	令和2年7月	22,290		令和2年7月	131		令和1年7月	100	
	令和2年8月	24,030		令和2年8月	128		令和1年8月	100	
	令和2年9月	19,554		令和2年9月	121		令和1年9月	100	
	令和2年10月	11,167		令和2年10月	80		平成30年10月	100	
	令和2年11月	11,102		令和2年11月	76		平成30年11月	100	
	令和2年12月	16,324		令和2年12月	115		平成30年12月	100	
	令和3年1月	18,769		令和3年1月	124		平成31年1月	100	
	令和3年2月	16,607		令和3年2月	127		平成31年2月	100	
	令和3年3月	15,392		令和3年3月	106		平成31年3月	100	
合 計		192,885	契約電力 (令和元年9月現在)		131				
需給地点		佐賀公共職業安定所の構内1号柱 柱上の区分開閉器の電源側 接続点							
計量地点		佐賀公共職業安定所の構内1号柱で区分開閉器の負荷側							
財産分界点		需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点		需給地点に同じ。							

需要場所一覽表③

需要場所		唐津公共職業安定所							
		唐津市熊原町3193							
受電設備容量 (kVA)		125							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和2年4月	3,138	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和2年4月	14	月別 率 実績 (%)	平成31年4月	100	
	令和2年5月	3,072		令和2年5月	38		令和1年5月	100	
	令和2年6月	6,390		令和2年6月	40		令和1年6月	100	
	令和2年7月	9,066		令和2年7月	43		令和1年7月	100	
	令和2年8月	8,730		令和2年8月	41		令和1年8月	100	
	令和2年9月	7,272		令和2年9月	42		令和1年9月	100	
	令和2年10月	3,268		令和2年10月	31		平成30年10月	100	
	令和2年11月	3,572		令和2年11月	29		平成30年11月	100	
	令和2年12月	6,123		令和2年12月	33		平成30年12月	100	
	令和3年1月	6,863		令和3年1月	34		平成31年1月	100	
	令和3年2月	6,119		令和3年2月	33		平成31年2月	100	
	令和3年3月	4,619		令和3年3月	32		平成31年3月	100	
	合 計		68,232	契約電力 (令和元年9月現在)		43			
需給地点		唐津公共職業安定所の構内1号柱 柱上の気中開閉器の電源側 接続点							
計量地点		唐津公共職業安定所の構内1号柱、気中開閉器の負荷側							
財産分界点		需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点		需給地点に同じ。							

需要場所一覽表④

需要場所		伊万里公共職業安定所							
		伊万里市立花町通谷1542－25							
受電設備容量 (kVA)		150							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和2年4月	2,898	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和2年4月	16	月別 力率 実績 (%)	平成31年4月	100	
	令和2年5月	3,018		令和2年5月	15		令和1年5月	100	
	令和2年6月	3,390		令和2年6月	26		令和1年6月	100	
	令和2年7月	4,578		令和2年7月	32		令和1年7月	100	
	令和2年8月	5,364		令和2年8月	32		令和1年8月	100	
	令和2年9月	4,212		令和2年9月	29		令和1年9月	100	
	令和2年10月	2,903		令和2年10月	17		平成30年10月	100	
	令和2年11月	2,755		令和2年11月	10		平成30年11月	100	
	令和2年12月	4,133		令和2年12月	26		平成30年12月	100	
	令和3年1月	4,773		令和3年1月	30		平成31年1月	100	
	令和3年2月	4,205		令和3年2月	24		平成31年2月	100	
	令和3年3月	3,859		令和3年3月	22		平成31年3月	100	
合 計		46,088	契約電力 (令和元年9月現在)		32				
需給地点		伊万里公共職業安定所1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点							
計量地点		伊万里公共職業安定所1号柱に設置した引込開閉器の電源側接続点引込開閉器の負荷側							
財産分界点		需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点		需給地点に同じ。							

需要場所一覽表⑤

需要場所		鳥栖公共職業安定所							
		鳥栖市東町1丁目1073							
受電設備容量 (kVA)		100							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和2年4月	3,558	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和2年4月	13	月別 力率 実績 (%)	平成31年4月	100	
	令和2年5月	3,564		令和2年5月	32		令和1年5月	100	
	令和2年6月	5,334		令和2年6月	35		令和1年6月	100	
	令和2年7月	6,828		令和2年7月	35		令和1年7月	100	
	令和2年8月	7,422		令和2年8月	37		令和1年8月	100	
	令和2年9月	6,576		令和2年9月	37		令和1年9月	100	
	令和2年10月	3,746		令和2年10月	28		平成30年10月	100	
	令和2年11月	3,506		令和2年11月	19		平成30年11月	100	
	令和2年12月	4,937		令和2年12月	32		平成30年12月	100	
	令和3年1月	5,608		令和3年1月	31		平成31年1月	100	
	令和3年2月	4,927		令和3年2月	31		平成31年2月	100	
	令和3年3月	4,483		令和3年3月	30		平成31年3月	100	
合 計		60,489	契約電力 (令和元年9月現在)		37				
需給地点		ソネザキSS系トス線302エ221柱より引込んだ架空引込線と甲の構内1号柱に甲が設置した気中開閉器の電源側接続点							
計量地点		鳥栖公共職業安定所の構内1号柱上に設置した気中開閉器の負荷側							
財産分界点		需給地点に同じ。ただし計量装置は九州電力の所有とする。							
保安責任分界点		需給地点に同じ。							

一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込致します。

1 件名 令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について

(1) 平成31・32・33年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一資格)における等級

「物品の販売」 () 等級

(2) 仕様書に示す規格・内容を調達することができる。 はい・いいえ

(3) 予算決算および会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい・いいえ

(4) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい・いいえ

(5) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない。 はい・いいえ

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者である。 はい・いいえ

(7) 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者ではない。 はい・いいえ

(8) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではない。 はい・いいえ

(9) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でない。 はい・いいえ

(10) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により、行政処分等を受けていない。 はい・いいえ

(11) 入札説明書の交付を受けた者である。 はい・いいえ

(12) 入札業者情報(紙入札業者は必ず記入すること)

1 事業所名	
2 所在地	〒
3 代表者職氏名	
4 代表者電話番号(FAX番号)	FAX()
5 担当者所属名称	
6 担当者所属所在地	〒
7 担当者氏名	
8 担当者電話番号(FAX番号)	FAX()
9 担当者メールアドレス(任意)	

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

佐賀労働局総務部長 富永 哲史 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名又は代理人の氏名

印

※この申込書は、入札参加資格要件を確認する重要なものであるため、誤記入がないよう関係書類をすべて確認してから記載してください。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1、2のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

また、下記3の事項につきまして誓約します。

この誓約が虚偽であり、又は報告すべき事項を報告しなかった等のほか、この誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約相手方として不適当なもの

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約相手方として不適切な行為をするもの

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 厚生労働省所管法令違反

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去3年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 上記(1)から(3)について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所 (又は所在地)

社名及び代表者名(又は個人名)

印

※ 個人の場合は生年月日も記載すること。

※ 法人の場合は役員等名簿(別紙2-2)を添付すること。

役員等名簿

法人名: _____

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	備 考
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 富永 哲史 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

紙入札方式による参加にかかる理由書

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1. 入札案件名
令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)
- 2. 電子調達システムでの参加ができない理由

入 札 書

¥		—
---	--	---

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

入札件名： 令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

契約条件： 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 富永 哲史 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

印

印

備考： 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

入 札 書

(再度入札用)

¥

—

【入札金額内訳書の合計金額を記載すること。】
(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

入札件名: 令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

契約条件: 契約書及び仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3ケタを記入すること。
なお、記載がない場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 富永 哲史 殿

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

(復)代理人

印

印

備考: 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消することはできない。

入札金額内訳書

件名:伊万里労働基準監督署で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計(円) (税込) ⑩=④+⑨
	契約電力 (kw) ①	単価 (円) ②	力率 (%) ③	計(円) ④=①×②× (185-③)/100	夏季		その他		計(円) ⑨=⑤×⑥+⑦× ⑧	
					電力量 (kwh) ⑤	単価 (円) ⑥	電力量 (kwh) ⑦	単価 (円) ⑧		
4月	22		100				1,878			
5月	22		100				1,776			
6月	22		100				2,184			
7月	22		100		3,522					
8月	22		100		4,404					
9月	22		100		3,534					
10月	22		100				1,910			
11月	22		100				2,415			
12月	22		100				3,017			
1月	22		100				3,565			
2月	22		100				3,272			
3月	22		100				2,935			
合計	—	—	—		11,460	—	22,952	—		

※入札金額(税抜)

※合計金額の108分の100(1円未満切り上げ)にて算出すること。

入札金額内訳書

件名:佐賀公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計(円) (税込) ⑩=④+⑨
	契約電力 (kw) ①	単価 (円) ②	力率 (%) ③	計(円) ④=①×②× (185-③)/100	夏季		その他		計(円) ⑨=⑤×⑥+⑦× ⑧	
					電力量 (kwh) ⑤	単価 (円) ⑥	電力量 (kwh) ⑦	単価 (円) ⑧		
4月	131		100				11,586			
5月	131		100				10,158			
6月	131		100				15,906			
7月	131		100		22,290					
8月	131		100		24,030					
9月	131		100		19,554					
10月	131		100				11,167			
11月	131		100				11,102			
12月	131		100				16,324			
1月	131		100				18,769			
2月	131		100				16,607			
3月	131		100				15,392			
合計	—	—	—		65,874	—	127,011	—		

※入札金額(税抜)

※合計金額の108分の100(1円未満切り上げ)にて算出すること。

入札金額内訳書

件名:唐津公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計(円) (税込) ⑩=④+⑨
	契約電力 (kw) ①	単価 (円) ②	力率 (%) ③	計(円) ④=①×②× (185-③)/100	夏季		その他		計(円) ⑨=⑤×⑥+⑦× ⑧	
					電力量 (kwh) ⑤	単価 (円) ⑥	電力量 (kwh) ⑦	単価 (円) ⑧		
4月	43		100				3,138			
5月	43		100				3,072			
6月	43		100				6,390			
7月	43		100		9,066					
8月	43		100		8,730					
9月	43		100		7,272					
10月	43		100				3,268			
11月	43		100				3,572			
12月	43		100				6,123			
1月	43		100				6,863			
2月	43		100				6,119			
3月	43		100				4,619			
合計	—	—	—		25,068	—	43,164	—		

※入札金額(税抜)

※合計金額の108分の100(1円未満切り上げ)にて算出すること。

入札金額内訳書

件名:伊万里公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計(円) (税込) $\textcircled{10}=\textcircled{4}+\textcircled{9}$
	契約電力 (kw) $\textcircled{1}$	単価 (円) $\textcircled{2}$	力率 (%) $\textcircled{3}$	計(円) $\textcircled{4}=\textcircled{1}\times\textcircled{2}\times(185-\textcircled{3})/100$	夏季		その他		計(円) $\textcircled{9}=\textcircled{5}\times\textcircled{6}+\textcircled{7}\times\textcircled{8}$	
					電力量 (kwh) $\textcircled{5}$	単価 (円) $\textcircled{6}$	電力量 (kwh) $\textcircled{7}$	単価 (円) $\textcircled{8}$		
4月	32		100				2,898			
5月	32		100				3,018			
6月	32		100				3,390			
7月	32		100		4,578					
8月	32		100		5,364					
9月	32		100		4,212					
10月	32		100				2,903			
11月	32		100				2,755			
12月	32		100				4,133			
1月	32		100				4,773			
2月	32		100				4,205			
3月	32		100				3,859			
合計	—	—	—		14,154	—	31,934	—		

※入札金額(税抜)

※合計金額の108分の100(1円未満切り上げ)にて算出すること。

入札金額内訳書

件名: 鳥栖公共職業安定所で使用する電気

商号又は名称

使用月	基本料金				電力量料金					合計(円) (税込) ⑩=④+⑨
	契約電力 (kw) ①	単価 (円) ②	力率 (%) ③	計(円) ④=①×②× (185-③)/100	夏季		その他		計(円) ⑨=⑤×⑥+⑦× ⑧	
					電力量 (kwh) ⑤	単価 (円) ⑥	電力量 (kwh) ⑦	単価 (円) ⑧		
4月	37		100				3,558			
5月	37		100				3,564			
6月	37		100				5,334			
7月	37		100		6,828					
8月	37		100		7,422					
9月	37		100		6,576					
10月	37		100				3,746			
11月	37		100				3,506			
12月	37		100				4,937			
1月	37		100				5,608			
2月	37		100				4,927			
3月	37		100				4,483			
合計	—	—	—		20,826	—	39,663	—		

※入札金額(税抜)

※合計金額の108分の100(1円未満切り上げ)にて算出すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 富永 哲史 殿

住 所

(委任者) 商号又は名称

代表者職氏名

印

今般下記の者を代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

印

記

【件 名】 令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

【委任事項】 ※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- ☐ 入札書について
- ☐ 入札に係る諸願届出について
- ☐ 契約締結について
- ☐ 代金の請求及び受領について
- ☐ 復代理人の選任について

復代理人への委任事項

- ☐ 入札書について
- ☐ 入札に係る諸願届出について

(注) 代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

委 任 状(復代理人用)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
佐賀労働局総務部長 富永 哲史 殿

住 所

(委任者) 所属(役職名)

氏 名

印

今般下記の者を復代理人として定め、下記権限を委任いたします。

住 所

(受任者) 所属(役職名)

氏 名

印

記

【件 名】 令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)

【委任事項】※該当する項目の□にチェック(✓)を入れること。

- ☐ 入札書について
- ☐ 入札に係る諸願届出について

(注) 復代理人の印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。

適合証明書

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 平成30年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成30年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成30年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成30年度の再生可能エネルギー導入状況		
①～③の合計点数			

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙「二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関する条件」により算出した値を記載すること。

注2) 合計点数が70点以上の者を本案件の入札適合者とする。

注3) 条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関する条件

1 条件

① 平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数を用いること）、②平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況、③平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況の 3 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

要 素	区 分	得点
① 平成 30 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位 $\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ ）	0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上	30
②平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 % 以上	15
	0.000 % 以上 0.675 %未満	10
	活用していない	0
③平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況	3.00 % 以上	15
	1.50 % 以上 3.00%未満	10
	0 %超 1.50 %未満	5
	活用していない	0

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、上記 1 の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

契約事業者は、契約期間の 1 年間についても、上記 1 の表による評点の合計が基準（70 点）以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

4 上記 1 ①平成 30 年度二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成 30 年度の調整後二酸化炭素排出係数とする。

5 上記 1 ②平成 30 年度の未利用エネルギー活用状況は、未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成 30 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$$

（1）未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混

燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）」第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

(4) 供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

6 上記 1 ③平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況は、以下の算定式によるもの。

平成 30 年度の再生可能エネルギー導入状況 (%) =	$\frac{\text{①} + \text{②}}{\text{①}} \times 100$
------------------------------	---

① 平成 30 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端【kWh】）

②平成 30 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端【kWh】）

ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

③ 平成 30 年度の供給電力量（需要端【kWh】）

(1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚力発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）

(2) 平成 30 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。

(3) 平成 30 年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。

入札関係書類受領書

【FAX送信票】

佐賀労働局 総務部 総務課 会計第一係 行
(FAX番号 0952-32-7156) 安藤

入札件名	令和2年度佐賀労働局管下5施設で使用する電気の供給(単価契約)
受領日 (ダウンロード日)	
商号又は名称	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者FAX番号	
備考	

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合は、本票に記載のうえ、上記FAX番号に必ず送信してください。

※ 本票は、急な仕様の変更等を行った場合に、担当者様へご連絡する際に使用します。